

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

|  |   |  |      |          |          |
|--|---|--|------|----------|----------|
| (宛先) 京都府知事                                 |   | 2025年 7月 31日   |      |          |          |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>京都市山科区西野山中臣町20番地 |   | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<br>福田金属箔粉工業株式会社<br>代表取締役社長 福田 宏樹  |      |          |          |
| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等         | 第一種特定製品の種類  | 前年度  |      |          |          |
|  |   | 年度当初の保有台数  | 整備台数 | 廃棄台数     | 年度末の保有台数 |
|  | エアコンディショナー  | 374台   | 台    | 0台       | 461台     |
|  | 冷蔵機器及び冷凍機器  | 5台   | 台    | 0台       | 6台       |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量           | 第一種特定製品の種類  | 代替フロン充填量   |      | 代替フロン回収量 |          |
|  | エアコンディショナー  | キログラム  |      | キログラム    |          |
|  | 冷蔵機器及び冷凍機器  | キログラム  |      | キログラム    |          |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制        | 使用時   | ・第一種特定製品の取扱業者が3年に一度の点検を実施する。また、管理部署が簡易点検を実施する。   |      |          |          |
|  | 廃棄時   | ・第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者から回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し、担当部署が管理する体制をとっている。             |      |          |          |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況                  | 使用時   | ・第一種特定製品のフロン排出抑制法に係る簡易点検の実施、記録の保管の実施。簡易点検は、3か月に1度（1月・4月・7月・10月）点検を実施した。点検表は3ヶ月ごとに管理部署で確認し、機器に異常がないかをチェックした。                                  |      |          |          |
|  | 廃棄時   | ・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。 |      |          |          |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針              | ・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。<br>・2030年度までに、冷媒としてR410Aを使用している家庭用エアコンの全てを、地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。 |  |      |          |          |
| 特記事項                                       | 1) エアコン台数に勘定漏れがあったため、「年度末の保有台数」に加算し、修正した。<br>2) 下記の通り、代表者の変更があった。<br>[変更が生じた日]2025年3月28日<br>[変更前]代表取締役社長 園田修三 [変更後]代表取締役社長 福田宏樹                     |  |      |          |          |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。